

## 雨水貯留施設設置費助成制度

問い合わせ 下水道課 ☎38-2067

大雨による雨水を一時的に貯留し、側溝や下水道施設へ流れ込む雨水を減らすことで、浸水など都市型水害の軽減を目的としています。

- 申請受付期間 平成28年1月29日まで
- 助成対象施設 貯水槽の容量が100ℓ以上で、散水目的の市販のものとし、市が定める基準に適合するもの。  
※申請1件につき施設1基を交付対象とします。
- 助成対象者 市内の土地もしくは住宅の所有者、またはそれらの所有者から施設の設置に同意を得たかたで、設置した施設を自ら使用するかた。  
※ただし、条件によっては助成対象外となることもあります。
- 助成金額 購入費および工事費の総額の2分の1(千円未満の端数は切り捨て)とします。  
※限度額を1基につき3万円とします。
- 必要書類 施設を設置する前に所定の申請書および必要書類を提出していただく必要があります。

## 債権管理課からのお知らせ

問い合わせ 債権管理課 ☎38-2130

市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料および保育所保育料の内、高額・長期滞納案件などを債権管理課へ移管します。対象のかたには、各所管課から5月に移管予告通知書をお送りしています。予告通知書の期限までに納付や連絡がなかったかたへ、債権管理課から取納業務移管決定通知書をお送りします。

債権管理課では、納付できる収入や財産があるにもかかわらず納付していただけないかたには、給与・年金・不動産といった財産の差押え処分を前提として取り組むこととなります。決定通知書が届いたかたで、納付が困難な事情のあるかたはご相談ください。



## 養子を育てたい人のための講座

- 日時 6月13日(土)・20日(土)午後1時30分～4時※2日間の連続講座
- 会場 あすてっぶKOBÉ2階セミナー室1
- 内容 ドキュメンタリービデオや体験談を交えて養子制度を学ぶ
- 対象 子どもを家庭に迎えて育てたいとお考えのかた・子どもの養子縁組に関心をお持ちのかた・夫婦15組(どちらか1人でも参加可能)
- 参加費 夫婦1組5,000円(1人の場合3,000円)
- 申し込み 電話で、(社)家庭養護促進協会(☎078-341-5046)へ

問い合わせ 子育て推進課家庭児童相談室 ☎31-0643

## 西宮北有料道路「夜間通行止」のお知らせ

トンネル内の補修工事のため、西宮北有料道路の船坂交差点から盤滝トンネル東交差点の間を夜間通行止めとします。

- 通行止め期間 6月8日～26日※土・日も含む
- 規制時間 午後9時～翌朝午前5時30分
- 迂回路 県道82号線(大沢西宮線)・国道176号線  
※大型車は国道176号線へ迂回願います。



問い合わせ 兵庫県道路公社 ☎078-232-9636  
西宮北道路管理事務所 ☎078-903-3238

## 夜間(17:00～9:00)水道修理工事当番表【6月】

水道の修理は「芦屋市指定給水装置工事事業者」へ

- 平日の昼間は下記へおたずねください。

店名	TEL	当番日
原田商会	22-0706	1, 7, 13, 19, 25
越智商会	22-3708	2, 8, 14, 20, 26
(株)大阪商会	22-4446	3, 9, 15, 21, 27
前忠工業(株)	31-8548	4, 17, 23, 29
(資)神明商会	22-3565	5, 11, 24, 30
中央水道工務所	22-3552	6, 12, 18
西岡設備工業所	22-6900	10, 16, 22, 28

- 土曜日・日曜日・祝日は市役所(☎31-2121)へおたずねください。
- 夜間の修理は、右の業者が待機しています。

問い合わせ 水道工務課 ☎38-2083

## ラ・モール芦屋(店舗・事務所)を売却します

問い合わせ 建設総務課 ☎38-2063

ラ・モール芦屋(店舗・事務所)を先着順で売却します。案内書および現地を確認の上、お申し込みください。

■対象物件(下図参照)

区画番号・面積	売却価格	備考
206区画 37.49㎡	49,800,000円	2階内向き
209区画 522.77㎡		
計 560.26㎡		

※206・209区画を一括売却します。(別途消費税が課税されます)

■配布期間 6月1日～平成28年3月31日

■受付期間 6月8日～平成28年3月31日

■配布場所

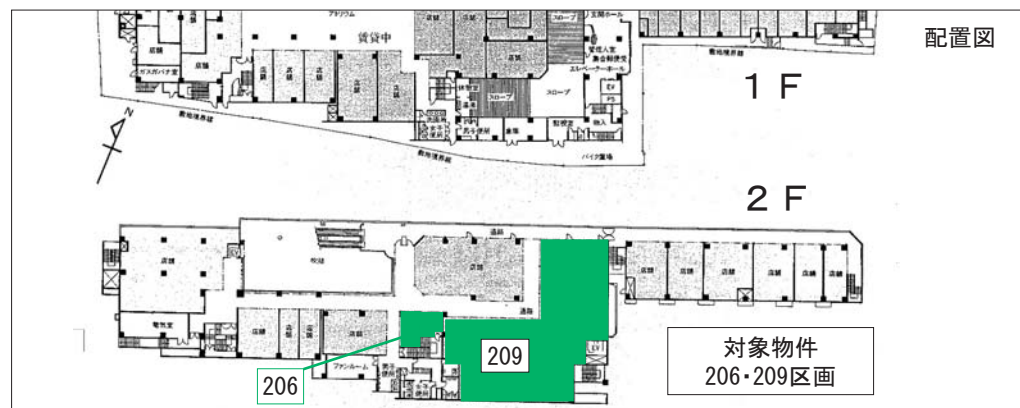
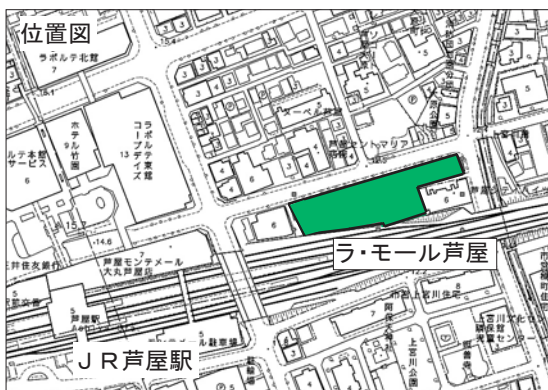
本庁舎受付・建設総務課(北館3階)・

ラポルテ市民サービスコーナー・芦屋市

商工会

※案内書の内容は市ホームページでも

ご覧になれます。



## 「県民まちなみ緑化事業」の募集

平成27年度も兵庫県が県民緑税を財源とした「県民まちなみ緑化事業」を募集しています。都市における防災性の向上や環境改善などを目的として市が作成する緑化計画に沿って、住民の皆さんが、公園・学校・広場・住宅地や空き地などで協働して実施する樹木を中心とした緑化活動に対して、兵庫県から緑化資材費・施工費の補助が受けられます。また、大規模な建築物の敷地の緑化・幼稚園・小学校などの運動場の芝生化なども補助されます。

■募集期間 11月30日(月)まで《夏募集》6月1日～8月31日/《秋募集》9月1日～11月30日(募集期間内でも予定額を超えた場合、受付を締め切ります)

■書類提出先 ●一般緑化[植栽・生垣・修景]および校園庭・ひろばの芝生化  
→公園緑地課  
●駐車場の芝生化および建築物の屋上緑化・壁面緑化  
→県都市政策課緑化政策班

■補助対象 一般緑化・校園庭・ひろばの芝生化・駐車場の芝生化・建築物の屋上緑化・壁面緑化  
■補助内容 緑化資材費・施工費

問い合わせ 公園緑地課 ☎38-2065

## 無年金外国籍高齢者等福祉給付金 支給月額 33,308円

本市に居住し、大正15年(1926年)4月1日以前に生まれたかたで、次のいずれかに該当するかたは、市民課管理係(年金担当)へお申し出ください。

■昭和57年(1982年)1月1日現在、日本国内で外国人登録法による居住地登録をしていたかた

■昭和57年(1982年)1月1日以前に外国人登録法による居住地登録をし、昭和36年(1961年)4月1日以降に日本国籍を取得したかたで、年金受給資格期間を制度上満たすことができなかつた

■日本人で、長期間海外に在住し、昭和36年(1961年)4月1日以降に帰国され、年金受給資格期間を制度上満たすことができないかた

※ただし、次のかたは支給の対象にはなりません。

- 公的年金等(年額712,000円以上)の受給者
- 芦屋市重度障害者等特別給付金の受給者
- 生活保護の受給者
- 本人・配偶者・扶養義務者の所得が制限額を超えるかた

問い合わせ 市民課管理係(年金担当) ☎38-2036

## 福祉医療費助成制度

問い合わせ 社会福祉課福祉医療係 ☎38-2076

市では、保険対象診療の医療費の一部を助成する「福祉医療費助成制度」を実施しています。7月1日からの受給要件は、《表1》のとおりです。新たに該当すると思われるかたは、下記のものを持参の上、交付申請を行ってください。すでに、福祉医療費助成制度を申請済みのかたは、新たに申請する必要はありません。

【交付申請に必要なもの】

■対象となるかたの健康保険証 ■印鑑(認め可印) ■平成27年1月2日以降に転入されたかたは平成27年度(平成26年分)所得(課税)証明書(収入額、所得額、市(区)町村民税所得割税額および扶養人数・内訳がわかるもの)

《医療区分5・6のかた》対象であることが確認できる手帳

《医療区分6のかた》本人名義の振込先口座番号のわかるもの

【福祉医療費受給者証の更新】

現在の福祉医療費受給者証は6月30日で有効期間が終了します。平成27年度(平成26年分)の所得が基準額未満のかたには、新しい「福祉医療費受給者証」を6月末に送付します。

【こどもの通院医療費無料化】平成27年7月診療分から(所得制限あり)

子育て家庭の負担を軽減し、必要な医療を受けられるよう、中学校3年生までのかたの通院医療費(保険適用診療の自己負担分)を全額助成します。これにより、通院・入院ともに医療費が無料となります。

【現況届の提出】

母子家庭等医療費助成制度を受けられているかたで、まだ現況届を提出していないかたは、至急提出してください。現況届を提出されませんと、所得制限基準額未満であっても受給することができません。

【医療機関の適正受診にご協力ください】

救急の場合を除き、出来るだけ平日の診療時間内に受診するなど、医療機関の適正受診にご協力ください。

《表1 受給要件》

医療区分	対象年齢等	所得制限基準額(平成26年分所得)
1 老人医療	65歳の誕生日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日までのかた。ただし、月の初日生まれのかたは前月の末日までを対象とします。	下記の①・②いずれの要件も満たすこと ①市(区)町村民税非課税世帯に属していること ②受給者本人の年金収入を加えた合計所得が80万円以下であること(年金収入が80万円を超えるかたは、受給資格はありません。)
2 乳幼児等医療	0歳児	保護者等の所得制限なし
3 小児医療	1歳から小学校3年生修了前まで	保護者等の所得制限:それぞれの市(区)町村民税所得割税額が23万5千円未満
4 母子家庭等医療	小学校4年生から中学校3年生修了前まで	母等扶養義務者の所得制限:扶養人数が0人の場合、192万円未満。扶養人数が1人増えるごとに192万円に38万円を加算した額未満 ※母等扶養義務者の「総所得金額等の合計額」(給与所得、年金等所得、譲渡所得等の合計額)から、社会保険料控除(定額8万円)、障害者控除、医療費控除等を差し引いた金額が所得制限額未満であれば、受給することができます。
5 障害者医療	身体障害者手帳1級～3級、療育手帳(A・B1)、精神障害者保健福祉手帳1級	受給者本人・配偶者・扶養義務者の所得制限:それぞれの市(区)町村民税所得割税額が23万5千円未満
6 高齢障害者医療	後期高齢者医療被保険者で、身体障害者手帳1級～3級、療育手帳(A・B1)、精神障害者保健福祉手帳1級	

## 「子育て世帯臨時特例給付金」のお知らせ

問い合わせ 社会福祉課臨時福祉給付金担当コールセンター ☎38-2054(〒659-8501 住所不要)

- 支給対象者 平成27年5月31日時点で本市に住民登録があるかたで、次のいずれかの要件を満たすかた  
●平成27年6月分の児童手当(特例給付※を除く)の受給者  
●平成27年5月31日において、児童手当の支給要件に該当するものとして本市が認めるかた ※特例給付の対象者とは、平成27年度児童手当の所得制限限度額以上のかた(平成26年中の所得で判定します。)
- 対象児童 平成27年6月分の児童手当(特例給付を除く)の対象となる児童
- 支給額 対象児童1人当たり3千円
- 申請期限 12月8日(火)
- 支給時期 10月中旬以降順次



【申請】 申請手続きが昨年度と異なりますのでご注意ください。

- 平成27年6月分児童手当を本市から受給されるかた  
◆平成27年5月31日時点で児童手当を受給しているかた  
6月上旬に「平成27年度児童手当現況届」を送付します。用紙下段に子育て世帯臨時特例給付金の申請書欄を設けていますので、署名・押印の上、提出してください。  
◆平成27年6月分から新たに児童手当の受給資格を得たかた  
6月中旬以降に「子育て世帯臨時特例給付金申請書」を送付します。署名・押印の上、必要書類を添付し提出してください。

- 公務員(独立行政法人等は除く)のかた(勤務先から児童手当を受給するかた)  
勤務先で配布される「子育て世帯臨時特例給付金申請書(請求書)」に必要事項を記載し、所属庁に提出の上「公務員児童手当受給証明欄」に証明を受けたものを、上記に提出してください。  
※所得によっては申請書の交付を受けられない場合があります。  
※申請先は、平成27年5月31日時点の住民票がある市区町村になります。

※「臨時福祉給付金」については、申請書の送付時期等詳細が決まり次第、広報あしや・市ホームページ等でお知らせします。  
※振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください。両給付金についてお金や手数料を振り込むようお願いをすることは一切ありません。

## 児童手当について

問い合わせ 子育て推進課子ども係 ☎38-2117

- 対象児童 0歳から中学校修了前(15歳到達後の最初の3月31日まで)の日本国内に居住している児童 ※教育を目的とした海外留学の児童は対象となる場合があります。(国外留学3年以内等)
- 受給資格者 ●支給対象となる児童を養育している父母等 ●支給対象となる児童が児童養護施設等に入所している場合は、施設設置者等 ●監護・生計同一要件を満たすかたが複数いる場合は、児童と同居しているかた(単身赴任等や特別な事情がある場合を除く)  
※公務員(独立行政法人等は除く)のかたは、勤務先へお問い合わせください。
- 支給月額

年齢区分	所得制限限度額未満 児童手当(月額)	所得制限限度額以上 特例給付(月額)	※3歳の誕生日を迎えた翌月から第1子および第2子の手当額は、月額10,000円になります。 ※第1子・第2子・第3子の数え方は、18歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童の出生順です。
3歳未満	15,000円		
3歳～小学生	第1子・2子 10,000円 第3子以降 15,000円	年齢にかかわらず児童1人につき一律5,000円	
中学生	10,000円		

■平成27年度の児童手当所得制限(平成26年中の所得で判定します)

扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

- 扶養親族6人以上の場合は、1人につき38万円を上記の額に加算
- 老人控除対象配偶者および老人扶養親族1人につき6万円を上記の額に加算

■支給時期および支給方法

支給日	支給対象月	備考
6月15日	2月～5月分	登録いただいた口座へ振り込みます。
10月15日	6月～9月分	支給日が金融機関の休業日にあたる場合は前営業日に振り込みます。
2月15日	10月～1月分	

【現在児童手当を受給中のかたへ】

- 平成27年度現況届のご案内  
平成27年6月上旬に、継続の手続きである「平成27年度現況届」を送付します。未提出の場合、平成27年6月以降の児童手当を受給できません。必ずご提出ください。  
※所得制限限度額以上のかたでも、給付がありますので、必ずご提出ください。(2～5月分の児童手当は、6月15日(月)に登録いただいた口座へ振り込みます。)